

第 2 5 総合操作盤

1 用語の定義

- (1) 「総合操作盤」とは、複数の消防用設備等に係る監視、操作等により、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるとともに、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものであり、「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号。以下この第 25 において「7 号告示」という。）に適合するものをいう。
- (2) 「防災監視場所」とは、防火対象物内の防災センター、中央管理室、守衛室及びこれらに類する場所であって、総合操作盤が設置されているものをいう。
- (3) 「副防災監視場所」とは、防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分を含む。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。
- (4) 「監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことができる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- (5) 「遠隔監視場所」とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことができる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。
- (6) 「監視対象物」とは、監視場所において、監視等を行う防火対象物をいう。
- (7) 「防災要員」とは、防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

2 総合操作盤の設置を要する防火対象物

総合操作盤の設置を要する防火対象物は、規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定によること。

なお、規則第 12 条第 1 項第 8 号ハに規定する「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」とは、「総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定」平成 28 年福山地区消防組合告示第 12 号で指定する防火対象物とすること。（第 25-1 表参照）

< 第 25-1 表 >

規則第 12 条第 1 項第 8 号	イ 令別表第 1(1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの (イ) 延べ面積が 50,000 m²以上の防火対象物 (ロ) 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上の防火対象物 ロ 延べ面積が 1,000 m²以上の地下街 ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、<u>消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの</u>（福山地区消防組合告示第 12 号） (イ) 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上の防火対象物 (ロ) 地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 m²以上の特定防火対象物 (ハ) 地階の床面積の合計が 5,000 m²以上の防火対象物
福山地区消防組合告示第 12 号	規則第 12 条第 1 項第 8 号ハ（規則第 14 条第 1 項第 12 号、第 16 条第 3 項第 6 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 5 項第 23 号、第 20 条第 4 項第 17 号、第 21 条第 4 項第 19 号、第 22 条第 11 号、第 24 条第 9 号、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号、第 25 条の 2 第 2 項第 6 号、第 28 条の 3 第 4 項第 12 号、第 30 条第 10 号、第 30 条の 3 第 5 号、第 31 条第 9 号、第 31 条の 2 第 10 号及び第 31 条の 2 の 2 第 9 号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次のとおり（規則第 12 条第 1 項第 8 号イ及びロに該当するものを除く。）とする。 1 令別表第 1(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）で、次のいずれかに該当するもの (1) 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上 (2) 地階を除く階数が 5 以上 10 以下で、かつ、延べ面積が 20,000 m²以上 (3) 地階の床面積の合計が 5,000 m²以上 2 令別表第 1(5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項から (15) 項まで及び (16) 項に掲げる防火対象物（同表 (16) 項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上のもの、又は地階の床面積の合計が 5,000 m²以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの (1) 令第 12 条第 1 項の規定によるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。）を除く。） (2) 令第 13 条第 1 項の規定による水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）

3 構造及び機能

総合操作盤の構造及び機能は、7 号告示の規定によるほか、次によること。◇

(1) 機器

総合操作盤は、認定品を使用すること。

(2) 機能

総合操作盤は、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の

機能を有していること。

(3) 予備電源又は非常電源

総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、おおむね 2 時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えること。

(4) 表示機能

7 号告示別表第 1 で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないもので、シンボルの意味する内容が容易にわかるよう措置を講じた場合は、7 号告示において規定されていない設備等のシンボルマーク等を使用して差し支えないものとする。

(5) 警報機能

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(6) 操作機能

操作スイッチは、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1 対 1 対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRT のライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(7) 制御機能

システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、電源、CPU 等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(8) 消防隊活動支援機能

消防隊への情報提供が円滑に行えらるとともに、CRT 等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

4 設置場所

総合操作盤を設置する防災センター等の位置、構造等は、次によること。◇

(1) 位置

ア 避難階、その直上階又は直下階に設けること。

イ 非常用エレベーター、特別避難階段の付近等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づける位置にあること。

ウ 消防隊の進入口から近い位置であること。また、進入経路は防災センター等に容易に至ることができるものであるほか、次によること。

(ア) 超高層建築物にあつては、道路、広場から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は 2 以上とし、当該建築物の直近まで通じていること。

(イ) 消防車の進入路等に設けてある門、扉等は、消防隊により容易に開放できる構造であること。

(ウ) 通路の幅員は、5m 以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は、通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。

(エ) 通路は、梯子車の通行に支障のない耐力（総重量 20 t）を有する構造であること。

(2) 構造等

ア 防災センター等は、耐火構造の床若しくは壁で区画（以下この第 25 において「防災センター区画」という。）すること。

なお、防災センター区画に開口部等を設ける場合は、次によること。（第 25-1 図参照）

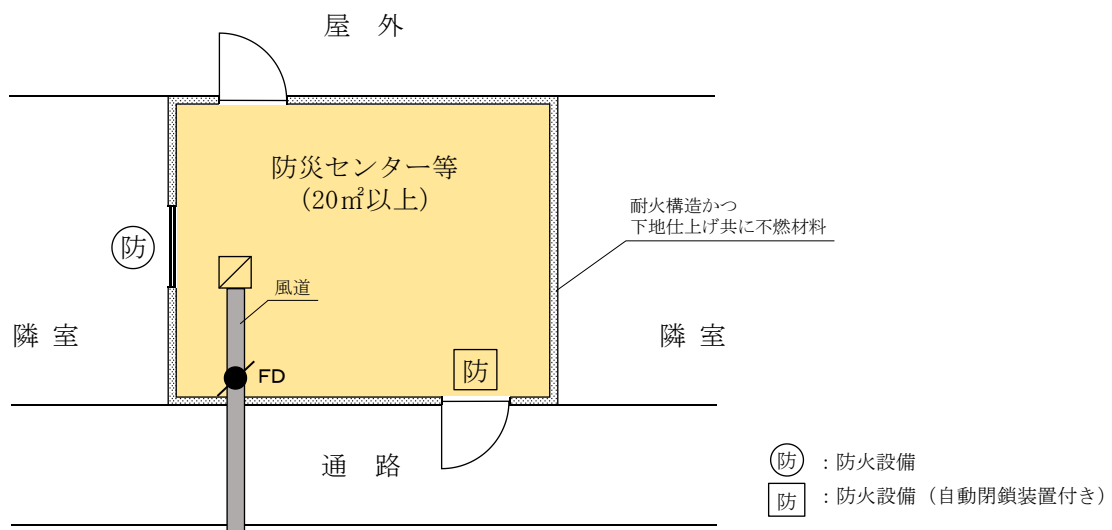
(ア) 開口部（屋外に面するもので、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けるものを除く。）には、防火設備（出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）である防火戸を設けること。

(イ) 換気、暖房又は冷房の風道が防災センター区画を貫通する場合は、当該風道の防災センター区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

(ロ) 給水管、配電管又はその他の管が、防災センター区画を貫通する場合には、これらの管の構造は、建基令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハまでのいずれかに適合する構造とすること。

(ハ) 給水管、配電管又はその他の管が、防災センター区画を貫通する場合は、当該管と防災センター区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

イ 防災センター等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。



< 第 25-1 図 >

ウ 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員 1m 以上の通路その他の空地（以下この第 25 において「空地等」という。）に面し、かつ、空地等に面する部分には、規則第 5 条の 5 第 2 項（第 2 号を除く。）に適合する直径 1m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75 cm 以上及び 1.2m 以上の開口部を 1 以上設けること。

エ 防災センター等は、防災要員が直接屋外に避難できる措置を講じること。

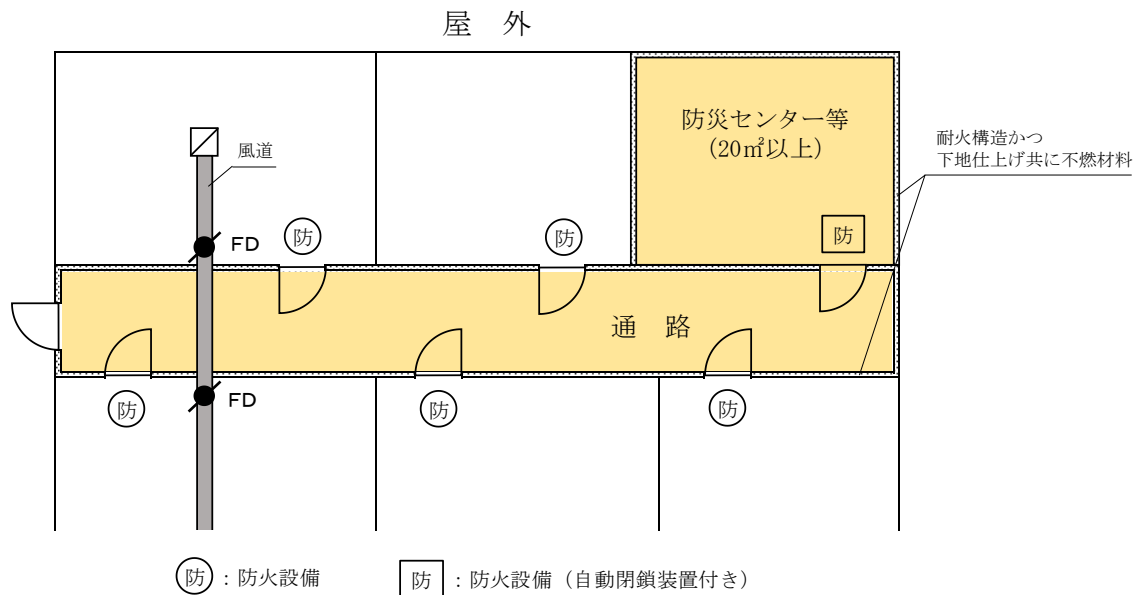
オ 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下この第 25 において「避難通路」という。）の構造等が、次の(ア)及び(イ)の要件に適合している場合は、前ウ及びエによらないことができる。（第 25-2 図参照）

(ア) 避難通路は、前アの例により区画（以下この第 25 において「避難通路区画」という。）すること。

なお、避難通路区画に開口部等を設ける場合は、次によること。

- a 開口部には、防火設備（防災センター等の出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）である防火戸を設けること。
- b 換気、暖房又は冷房の風道が避難通路区画を貫通する場合は、前ア. (イ) によること。
- c 給水管、配電管又はその他の管が、避難通路区画を貫通する場合は、前ア. (ウ) 及び (エ) によること。

(イ) 避難通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ等は、前イによること。



< 第 25-2 図 >

カ 防災センター等は、総合操作盤等を設置した部分以外の床面積を 20 m²以上確保すること。

キ 防災センター等に、当該防災要員が仮眠、休憩をする場所がある場合は、当該部分を前アにより区画し、かつ、情報連絡のための措置を講じること。

ク 防災センター等には、当該室における執務に必要な物品以外のものを搬入しないこと。

ケ 防災センター等の出入口の見やすい箇所には、第 26「標識」に定める防災センター等である旨の表示を設けること。

コ 防災センター等には、建基令第 126 条の 4 第 1 項に規定する非常用の照明装置を設けること。

サ 防災センター等の換気、暖房又は冷房の設備は、専用の設備であること。

シ 総合操作盤等は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定又は同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。

ス 総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供等が有効に行えるように配置されていること。

5 設置方法

総合操作盤の設置方法は、「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号。以下この第 25 において「8 号告示」という。）の規定によるほか、次によること。◇

- (1) 消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の防災センター等に総合操作盤を設置して行うこと。
- (2) 前(1)によらず、8 号告示第 4 から第 6 までによる場合は、次によること。

ア 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

- (ア) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。
- (イ) 副防災監視場所に当該部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が設置されている場合にあっては、防災監視場所の総合操作盤には当該副防災監視場所において監視、操作等がされている部分の火災が発生した旨及び発生場所に係る情報が的確に把握できる機能（火災発生に係る代表表示）があること。
- (ウ) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。
 - a 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
 - b 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制
 - c 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (エ) 防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させること。
- (オ) 副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成 3 年 5 月 14 日付け消防予第 98 号。以下この第 25 において「98 号通知」という。）に準じた実効ある体制が確保されていること。
- (カ) 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

イ 監視場所において監視、操作等を行う場合

- (ア) 監視対象物は、令第 8 条の規定による区画がなされている場合を除き、当該防火対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。
- (イ) 監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる場合には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていなくてもよいが、これには監視対象物が 10 階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可

燃物が存置されていない場合等が該当すること。

なお、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

- a 規則第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第 13 条第 3 項第 11 号及び第 12 号に掲げる部分を除く。）
 - b 令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - c 令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - d 令第 13 条から第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分
- (ウ) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤の設置が必要であるが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。
- (エ) 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていること。
- a 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
 - b 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
 - c 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）
- (オ) 監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、令第 4 条の 2 の 8 第 3 項第 1 号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させること。
- (カ) 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要であるが、この場合における防災管理体制等については、98 号通知に準じた実効ある体制が確保されていること。
- ウ 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合
- 遠隔監視対象物の監視は、前イ（イ）前段を除く。）に準じて行うこと。この場合、「監視対象物」は「遠隔監視対象物」（前イ.（ア）に限る。）、「監視場所」は「遠隔監視場所」、「98 号通知」は「遠隔移報システム等による火災通報の取扱い」（昭和 62 年 8 月 10 日付け消防予第 134 号）」と読み替えるものとする。

6 特例基準

総合操作盤の設置を要する非特定用途防火対象物のうち、次のいずれかに該当するものは、令第 32 条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができる。

- (1) 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 17 年総務省令第 40 号) の適用を受けた特定共同住宅等
- (2) 当該防火対象物に集中監視する消防用設備等が設けられていないもの